

平成28年度（2016年度）NGO・外務省定期協議会

「第2回ODA政策協議会」

議 事 録

外務省国際協力局民間援助連携室

平成28年度（2016年度）NGO・外務省定期協議会
「第2回ODA政策協議会」
議事次第

日 時：平成28年12月1日（木）13:58～16:00
場 所：外務省8階南893国際会議室

1. 冒頭挨拶

2. 報告事項

- (1) 2017（平成29）年度外務省予算要求におけるODA関連予算要求の重点項目について
- (2) 南スーダンに対するODAの実績と現政府に関する日本政府の認識及び援助の方針
- (3) 国際女性会議WAW!2016の開催について
- (4) プロサバナ事業に関する意見交換会および活動報告

3. 協議事項

SDGs実施指針について

4. 閉会挨拶

○垂井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

皆様、本日は御多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。時間が参りましたので、本年度第2回目となりますNGOと外務省の「ODA政策協議会」を始めさせていただきます。

本日は、横にいらっしゃいますNGO福岡ネットワークの高橋理事と、私、外務省民間援助連携室首席事務官の垂井で司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

最初に、いつものとおり3点、注意事項を申し上げます。

第1に、本日の議事録は逐語にて作成され、追って外務省のホームページに掲載されますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

第2に、発言者は、初めに所属とお名前をおっしゃっていただいて御発言をお願いいたします。

最後に、発言はできるだけ簡潔をお願いいたします。

本日は、冒頭、小田原外務大臣政務官に御出席いただいております。また、外務省国際協力局より、山田局長及び牛尾NGO担当大使にも出席いただいております。

それでは、初めに、外務省を代表して小田原政務官より冒頭の御挨拶をお願いいたします。

◎小田原外務大臣政務官

外務大臣政務官の小田原潔であります。平成28年度第2回ODA政策協議会開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今年の7月、バングラデシュで発生いたしましたダッカ襲撃テロ事件により、国際協力事業関係者の尊い命が失われ、南スーダンでは治安悪化のため、援助関係者が国外退避をいたしました。

国際協力事業を取り巻く環境は急速に厳しさを増しております。8月には、私から岸田外務大臣に、国際協力事業安全対策会議の最終報告書を提出いたしました。外務省は、国際協力事業関係者の安全を確保しつつ、開発協力を継続する決意であります。このため、引き続きNGOの皆様とも密接に協力をしていきたいと存じております。

私どもにとってNGOの皆様は、我が国の顔の見える援助を行う上で不可欠なパートナーであります。私どもは皆様と緊密に連携をいたしまして、より幅広い国民参加による国際協力の実現とODAの効果的・効率的な実施を目指しているところであります。

このODA政策協議会は、皆様とともにより良いODAのあり方を考え、さらに協力を深化させていくことを目的としております。本日もNGOの皆様と建設的な議論ができることを期待しております。よろしくお願ひ申し上げます。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

小田原政務官、どうもありがとうございました。

ここで小田原政務官は、日程の都合により御退室されます。政務官、どうもありがとう

ございました。

(小田原外務大臣政務官退室)

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

それでは、議事に移らせていただきます。

初めに、報告事項でございます。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

それでは、本日、4点報告事項がありますが、1つ目の報告事項、「2017（平成29）年度外務省予算要求におけるODA関連予算要求の重点項目」について、まず、報告を要請しましたNGO側、関西NGO協議会の加藤さんから質問の趣旨をお願いいたします。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

関西NGO協議会の加藤と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

紙にもありますとおり、私どものほうから外務省の皆様にご質問をさせていただくという趣旨で御説明をさせていただきます。

私どもNGOとしても毎年のODA政策の中でどの部分が重点に置かれるのかというのは、毎年非常に関心を持っているところでもあります。とりわけ新たな開発協力大綱のもとで、毎年「開発協力重点方針」というものが出されるようになりまして、また、今年度第1回のODA政策協議会の際に、ここで挙げられる重点項目というのは予算との関連づけのあるものが中心であるというようなことも承っておりますことから、ODA関連予算の次年度向けの予算の概算要求、そして予算編成の状況というのがどういうふうになっているのか非常に関心を持っているところでもあります。

ということで、次年度向けの予算要求の中でODA関連予算がどのような扱いになって、現在予算編成の中でどのような動きになっているのかお教えいただきたいということと同時に、今年、まさに今、実施指針を作っておりますSDGsについて、主流化あるいは重点化という部分でどのように予算の中でこれを反映しようとしているのか、そのあたりのお考えについても承ればというふうに考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

加藤様、どうもありがとうございました。

それでは、外務省側から国際協力局政策課の豊田企画官より御説明をお願いします。

○豊田（外務省 国際協力局 政策課 企画官）

国際協力局政策課の豊田です。

今、御質問のありました点について、お手元に配付しましたパワーポイントの「平成29年度予算概算要求」という資料に基づいて説明させていただきたいと思います。

政府の予算でございますが、例年どおり8月末に概算要求書を財務省に提出いたしまして、今年の9月から今まで財務省への予算折衝を継続的に行っているところでございます。現在、外務省と財務省の間で予算折衝が続いている状況でございます。財政状況は非常に厳しいものですから、極めて厳しい折衝を続けているということでございます。

ポンチ絵の1ページ目のグラフを御参照いただければと思うのですが、これは今年度の予算と比較した来年度要求の絵姿でございます。

外務省全体でODA予算として対前年度比561億円増の4,903億円を要求してございます。ちなみに、そのうち無償資金協力については対前年度比240億円増の1,869億円、JICAの交付金等に関しては対前年度比220億円増の1,712億円を要求してございます。

続きまして、ポンチ絵の2枚目でございます。これは来年度の予算要求に向けた主な柱でございます。

外務省では、国際情勢等を踏まえて例年予算要求の柱を設定して、これに基づいて外交政策の遂行に必要な経費を要求しているということでございます。

来年度予算要求の柱は、今年7月のダッカ襲撃テロ事件を初め、テロの脅威が広がっているということを踏まえ、やはり一丁目一番地である在外邦人、国内のテロ、その他の脅威に対する安全対策を最も重視しているところでございます。

その他、この右の黄色に書いてあるとおり、「不透明性を増す国際情勢への対応」「経済外交」「戦略的対外発信」といった形で、この中にいろいろODAに入っているものもございまして、一番下に書いてあるとおり、上記諸課題に適正に対応するために、国益に資するODAのさらなる拡充というのを求めているところでございます。

1枚めくっていただきまして、柱ごとに重点として何が計上されているかという説明でございます。

これは、「テロその他の脅威から在外邦人や国内を守る安全対策」ということでございます。

御案内のとおり、8月末にダッカの襲撃テロ事件を踏まえて発表した国際協力事業安全対策会議の最終報告を踏まえて、やはり予算としても国際協力事業関係者の安全対策と途上国に対するテロ対策・治安能力構築支援に重点を置いた予算要求を柱として立ててございます。

続きまして、次のポンチ絵を見ていただきまして、「不透明性を増す国際情勢への対応」ということでございます。ここが一番ODAが厚いところではあります。

これを見ていただきますと、途上国の海上保安能力構築支援であるとか、その他のグローバルな課題への対応のための途上国の社会安定化支援とか、そういったことに対して予算要求を行っている。特にこの中で、2030アジェンダの実施を通じた人間の安全保障の推進という経費をもろもろ計上してございまして、SDGs達成のための取り組み、例えば国家目標策定支援であるとか、さまざまなODAをこの中に入れてある。例えば平和構築であるとか難民支援、中庸・穏健主義への支援といったようなことに対しても予算を入れてございます。

続きまして、1ページ飛んで6ページでございますけれども、「地方を含む日本経済を後押しするための外交努力」ということでございまして、ここはいろいろODAも活用して日本企業や地方自治体、海外展開支援をODAで側面支援するというところで、一定の額をODAでも計

上してございます。

あとは、途上国の産業人材育成とか、ABEイニシアティブとか、そういった途上国の産業人材を育成する経費というものをここで計上してございます。

次のページをめくっていただきまして、「戦略的対外発信」でございますけれども、ここはあまりODAは大きなポーションではございませんけれども、親日派・知日派、例えばJOCVの方々とか、パラリンピック・オリンピックの交流促進であるとか、ODAで貢献できるところはここに一部計上してございます。

あと、御質問にございましたSDGsの実施指針が、今、策定中ということでございますけれども、SDGsの実施促進に向けてどのような重点化がこの予算になされているのか教えてほしいということでございます。

これに対して、ポンチ絵の12ページに飛んでいただきまして、ここは先ほどの4本の柱と重複してODAだけ特化して抽出した1枚紙を作っております。予算は全部重複しているものです。

この中でSDGsの達成に向けた取り組みを積極的に推進していくということが大きな柱でございますけれども、この右手を見ていただくと「人間の安全保障の実現に向けたSDGsの達成に関する取組の積極的推進」ということで、ここに書いてありますとおり、保健、女性、教育分野での国際社会との協力の強化。感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、母子保健、女子教育、防災等々、気候変動も含めてこういった予算をSDGsの達成に向けて要求しているものでございます。

これ以外にも、SDGsというのは非常に広い概念でございますので、例えば質の高いインフラの展開、こういったものもSDGsの17目標の中の一つとして読めるものもございまして、いろいろなものを種々4,903億円の中に盛り込んでいるということでございます。

手短でございますけれども、私の説明とさせていただきます。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

豊田企画官、どうもありがとうございました。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

それでは、今の御報告を受けて、加藤さんのほうからいかがでしょうか。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

詳細にわたる御報告、短い時間ですが、ありがとうございました。

私のほうからはコメントを2点ほど申し上げたいと思っております。

まず1点目、全体の概算要求書なのですが、拝見をさせていただきながら考えたことなのですが、国際協力のそもそもの本旨というのは、私どもNGOとしては、やはり国際公益への貢献というのが第一というふうに考えております。そうした点で、今の開発協力大綱の改定の際にもNGO側の考えとして申し上げてまいりましたけれども、過度に国益とか外交の手段ということが全面に出てくるというのは、これが予算要求上の表現であったとしても、私どもとしては懸念をせざるを得ません。

現在、さまざまな状況の中で予算要求をされるということでいろいろと御苦勞があるかというふうには思うのですが、私の立場としては、仮に国論が非常に国益重視のほうに偏っていったというふうにしても懸念は懸念として申し上げなければならないのかなというふうに思っております。

2点目です。とは申しましても、やはり現下の非常に厳しい財政状況下において、ODA関連予算について非常に熱心に予算要求にチャレンジしていただいているということに本当に敬意を申し上げたいというふうに思っております。

今回、私どもとしてもこういう質問をさせていただきましたけれども、そのタイミングも時期的に適切であったかどうかというのはよくわからないのですが、私たちの立場からもODAとか開発協力の重要性ということについてさまざまな機会、さまざまな方々に対してサウンディングを熱心にしてまいりたいというふうに思っております。

そういった意味で、引き続きさまざまな面で外務省の皆様とも御協力、御相談をさせていただきたいというふうに思っておりますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

加藤さん、どうもありがとうございました。

この重点方針については、まさにODA予算の裏づけとかかわる問題ということで、いろいろなNGOさんが関心を持っておられると思いますが、NGO側から何か他に御意見、御質問はいかがでしょうか。

それでは、大野さん、お願いいたします。

●大野（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー担当）

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの大野です。御説明ありがとうございました。

2点ほど御質問させていただきます。

1点目は、この後の議論にもかかわるのですが、SDGsの実施指針の本文の中に、いわゆるSDGsの国民理解を深めるというか、普及に努めるといった文章があると思うのですが、そういったSDGsの普及啓発活動に係る予算というのはどこにあるのかなということが、まず1点教えていただきたいことと、あともう1点は、SDGsの前段階にエチオピアで開催されました開発資金会合で採択されたアディスアベバ行動計画があると思うのですが、そちらの中は基本的には開発に係る資金をもっとふやしましょうという計画・決議であったかと思うのですが、さまざまな形で日本として開発資金の増大のためにODAを単に増やすというのは非常に難しいことにあるかと思いますが、それだけにとどまらず、こういった形で、いわゆる増大する開発資金の需要に対するギャップを埋める取り組みというのは、この予算の中のどこかに含まれていらっしゃるのかという、その2点をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

幾つかNGO側から質問があれば先にいただいて、まとめてお答えいただこうと思いますが、他にいかがでしょうか。

では、谷山さん、お願いします。

●**谷山（国際協力NGOセンター 理事長）**

JANICの谷山と申します。御説明ありがとうございます。

今回提出いただいた資料というのは外務省の予算概算要求の資料で、この中で表の全体額においてはODAの額というのが示されているのですが、個々の重点課題に関して言うと、ODAなどを活用しつつという中で、他のさまざまな外務省の施策の中にODAが組み込まれているという感じに理解していいのか、ODAの部分だけはまた別途わかりやすい資料というのがあり得るのかということと、もう一つは、開発協力大綱の時のNGOと外務省の何回にもわたる議論の中で大きな2つの柱があったのですね。それは加藤さんが言ったように、国益を重視するという事で本来の国際公益の部分が大幅変質してしまうのではないかと懸念がNGO側にあったので、それはそうならないのだということを実際の概算要求の中でその都度示していただきながら、私たちとしても安心したり、心配したりということをしざるを得ないと思うのです。

もう一つは、軍に対する支援ですね。これもNGO側ではとても強い懸念がある中で、民生支援に限ってという条件の中で実際は成立したのですが、では、本当に軍事機関に対して民生支援がどうなっているのか。実際の額のボリュームというのはどうなっているのか。特に途上国、さらには紛争国などでは、治安支援といいながら、あるいはテロ支援といいながら、軍事的な目的に使われる可能性が極めて高いので、それをかなり早い段階から外務省側の方針とすり合わせる、NGO側も言いたいことを言わせていただくということが大事だと思ったので、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

●**高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）**

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

では、垣内さん、ごく手短にお願いいたします。

●**垣内（言論・表現の自由を守る会 事務局長）**

言論・表現の自由を守る会の垣内でございます。

12ページの「主な事業内容」の中で、「テロその他の脅威から在外邦人や国内を守る安全対策」として、「法の支配の強化」とありますけれども、この点について、私は、まだ日本は法の支配が実現していないということで国連に対して個人通報制度の即時批准の問題、日本政府が即時批准すること、この課題をプロジェクトピースサインとして提唱しながら、国連、そして国内でさまざまな取り組みをしております。

この間も3年間ほどODA政策協議会の中でも、お金が必要ではなくて、まず、法の支配、お金はかからないのだということをお願いして、即時実現をとということで提案させていただいております。

質問したいことは、やはり外務省さんが、今、個人通報制度、日本が批准している国際人権規約、自由権、社会権は79年に批准しているわけで、もう40年近くたとうとしているわけですが、この国際人権規約を初めとする女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、拷問等禁止条約、障害者権利条約も批准しておりますけれども、裁判所でこの人権条約を適用して人権救済をした判例が1例もないということ、この意味と法の支配との関係でどのような御認識をされているのでしょうかということをお聞きさせていただきます。

私は、法の支配が実現していないという、この大変重い事実について、この間、UPR審査第2回の際には、バングラデシュやペルー、リビア、EUの人権担当の大使たちに直接日本の人権状況の事実をお伝えし、そして、こういう勧告を出してくださいということで、オーストリアさんが勧告していただいたという経過もございまして、とにかくこれを一刻も早く閣議決定していただきたいと考えておりますが、御回答いただきたいと思っております。どのようにお考えでしょうか。強化ではなくて実現をとということです。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

垣内さん、御質問ありがとうございます。コンパクトにさせていただいて大変助かりました。

それでは、以上について現時点でお答えいただける範囲で結構ですが、お願いいたします。

○堀田（外務省 国際協力局 地球規模課題総括課 首席事務官）

地球規模課題総括課首席の堀田と申します。

最初にSDGsのところを、私のほうから担当課ということでお答えさせていただきます。いつも大変お世話になっております。本当に密に意見交換をさせていただきながら、SDGsの実施指針もあと一歩のところまで来ていますので、引き続きよろしく願いいたします。

啓発のほうは、まず、ここに入っている個別の施策の中で、その施策について啓発をやっていくことがSDGsにつながっていくということもあると思いますし、それから、SDGsそのものの啓発も非常に大事だと思いますので、そこはODA予算とは別のところで一般的な経費として要求しておりますので、それが認められればしっかり御意見を踏まえていろいろな形で普及を進めていきたいと思っております。それはぜひ一緒にやらせていただきたいと思っております。

開発資金のほうは、まさに去年のアディスアベバの会合で、ODAに限らず国内資金、民間資金等々さまざまな資金の重要性が確認されたところです。これも今回の予算との関係で言えば、それぞれの施策の中で、当然、ODA以外の民間資金とかいろいろな資金の動員を図っていくというやり方が一個あります。例えば、まさにここに入っている質の高いインフラの展開などはそうですし、そういった形で一個一個の施策の中でいかにODA以外の資金をうまく活用して戦略的に進めていけるかという形で、しっかりアディスアベバの成果に役立てていくようにしていきたいというふうに思っております。

簡潔ですけれども、答えとさせていただきます。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

企画官、お願いします。

○豊田（外務省 政策課企画官）

それ以外の質問ですが、この予算についてですけれども、おっしゃるとおり、外務省予算のみならず、他の政策、ODA、非ODAに組み込む形で4つの大きな柱に対してきちんと対応していくということでございます。

したがって、外務省全体ではこういうふうにするというのがこの姿であって、それだと非常にわかりにくいので、例えば12ページに圧縮した形で、ODAに特化するとこの柱に基づいてこういうことをやっていくということを示したのがこの12ページでございます。この中には、もちろんSDGsであるとか、今年の大きな課題である安全対策やテロ対策、こういった柱を立ててきているところでございます。

もう一つでございますけれども、もちろんODAというのはDACの基準にありますとおり、途上国の開発協力を資するためのもので、我々はそれを目的としてやっていますので、もちろんSDGsであるとか、そういう国際公益のために使われるということではあります。

他方で、御指摘のあったとおり、開発協力大綱にありますとおり、国民の税金を使っています。我々はアカウンタビリティーがあるので、それを国益のために使うという側面も否定できません。そこのバランスをとりながらODAをやっていくというのが我が国政府のスタンスです。

あと、軍事的な目的に関しては、開発協力大綱でもODAを軍事目的に用いないという原則は一切変えるものではなく、その原則は維持されているというところでございます。

あと、個人通報制度の話は、私はよく承知していませんけれども、法の支配の強化というのは、むしろ日本が、例えばここにありますが、賄賂とか汚職の多い国に対してきちんとガバナンスを維持していくための技術支援であるとか、法制度が必ずしも確立していない国に対して、専門家を送り込んで法の支配を確立できるような支援をやっていくということでございます。

その部分については、今、どういう状況なのか承知していませんので、すみませんが、私限りではお答えできません。御了承いただければと思います。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

外務省側からの真摯なお答えありがとうございました。ODAは、本来、国際公益と国益のバランスの中で進めていただくということを確認いただきました。それから、軍事目的には使わないということも力強く確認いただいたのかなと思っております。

本来、この議題はもっといろいろな論点があるかと思うのですけれども、本日は議題がたくさんございますので、ここで次の議題に進ませていただきたいと思います。発言者の皆さん、ありがとうございました。

それでは、2番目の議題になります。報告事項で「南スーダンに対するODAの実績と現政

府に関する日本政府の認識及び援助の方針」ということで、提案された谷山さんのほうから御質問の趣旨をお願いいたします。

●谷山（日本国際ボランティアセンター 代表理事）

この提案をしたのは日本国際ボランティアセンターの谷山です。誤解のないように。

私のほうの議題は、外務省に御報告をくださいということでの議題提案をさせていただいて、外務省側から報告をしていただくということになっております。

問題意識としましては、現今の南スーダンの情勢を考えた時に、ただ単にPKOあるいは自衛隊の問題だけではなくて、南スーダンの混乱した事実上の紛争状態に対して2つの観点からODAのあり方について考えていく必要があるということでの質問をさせていただいています。

1つの観点は、独立以前、実際には2005年の包括的和平協定合意以降、ODAは南スーダンの暫定自治地域に投入されているわけですが、特に11年の独立以降の日本政府の南スーダンに対する支援の実績を理解する必要がある。その中には一つの観点として、現今の混乱した紛争状態、政府内の対立あるいは外部武装勢力との対立という事態を招いた原因は何か。やり切れなかった支援のあり方は何だったのかということを考える必要があると考えているからです。

ポストコンフリクトの国において、ODAによってどうやって平和を定着させるかということが日本のこれまでやってきたODAの重点事項であったし、ある程度成功している事例なども積み上がってきたと思っているのですけれども、南スーダンの現状は、結果から見れば、日本だけの問題ではないのですけれども、成功していない。特に政府のガバナンスの問題ですが、そのガバナンスも90%近くを財政収入に頼っている石油の収入の管理の問題とか、そういったものを踏まえた上でODAのあり方が議論されてしかるべきだと感じたから問題提起させていただいたのがもう一つの観点です。

この後どうするかということも重要で、今後のことを考える上での出発点は、日本政府・外務省は、現サルバ・キール大統領の政権を正当な政権として認めているのかということです。その前提としては、当然、去年の和平合意が崩れて、一方の当事者であるマシャール元副大統領が武力闘争を宣言している。和平合意は崩壊したと言っている事態の中で、同時に事実上の武装組織が各地に拡大して反政府闘争をしているという現状の中で、今の政府をどうとらえるのか。同時に、現状認識を踏まえた上でどういう支援が最も好ましいのかという政府・外務省の方針をお聞きした上で、きっと今日だけでは十分議論できないので、できれば今後も関係者、NGO、研究者も含めて一緒に頭を悩ませるような場が必要だろうという提案をさせていただきたいと思います。

以上です。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

谷山様、どうもありがとうございました。

これまでの谷山様からの趣旨の御説明を受けて、外務省側から国際協力局の国別開発協

力第三課、市場首席事務官、どうぞよろしく申し上げます。

○市場（外務省 国際協力局 国別開発協力第三課 首席事務官）

国別三課首席事務官の市場でございます。いただいた事項に沿いまして、順次お答えをさせていただきますと思います。

まず、1つ目のこれまでのODAの実績でございますけれども、2005年以降、南部のスーダンを含めた南北スーダンへの日本の支援の合計は約15.2億ドルとなっております。2011年4月の南スーダン独立以降の支援につきましては約5.29億ドルでございます。これは先ほど申し上げた15.2億ドルの内数でございます。

スキームとしましては、食糧援助やNGOの連携無償、草の根無償、緊急無償等の各種の無償資金協力の他に、技術協力や国際機関への拠出金というものがあります。

分野としましては、例えば無償資金協力につきましては、ナイル川の橋梁の建設、給水施設の整備などのインフラ、基礎生活分野への支援、また、技術協力によりまして若者に対する職業訓練、農業マスタープランの策定支援、こうしたものを実施してきております。

次に、現政権に対する日本政府のスタンスということでございますけれども、今年の7月の衝突事件以降、当時のマシャール第一副大統領が国外に退避しました。これを踏まえて、キール大統領が衝突解決合意の条項にのっとりまして、反主流派内の手続を経てタバ・デン氏を新たに第一副大統領に任命しました。

現在、キール大統領と新たに任命されましたタバ・デン第一副大統領の二人の下で国民統一暫定政府は機能を維持しております。両者は、昨年8月に署名された衝突解決合意を履行していくという考えを述べております。こうしたことから、現時点においては国民統一暫定政府が崩壊したとは我々としては考えておりません。

次に、外務省としての現政府に対する援助の方針ですけれども、南スーダンに対する支援につきましては、4つの分野を重点分野としてこれまで支援を実施してきております。1つが基礎的な経済社会インフラの整備、2つ目が農業等の代替産業の育成、3つ目が基礎生活や生計の向上支援、4つ目が、先ほどの御指摘にもありましたガバナンスや治安能力向上のための支援、この4つを重点分野として支援してきております。これからもこの4つの分野を中心に支援を行っていくということにしております。

最後に人道支援の方針ということでございますけれども、人道支援につきましては、人間一人ひとりに着目するという、いわゆる人間の安全保障の考え方を踏まえまして、現地の状況に応じて必要な支援を行っていくというのが基本的な考え方でございます。実施に際しましては、現地で実際に人道支援を行っておられます国際機関であるとか、NGOの方々と緊密に連携をしながら行っていくということにしております。

以上でございます。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

市場首席、どうもありがとうございました。

では、谷山様、コメントされますか。

●谷山（国際協力NGOセンター 理事長）

御説明ありがとうございます。ちょっと私の勘違いか知りませんが、事前に少なくとも当日、データとしてのペーパーを配っていただけかと思ったのですが、実際にはもう少し詳細なものがありますよね。各分野のこれまでの援助実績とか、ありますよね。

○市場（外務省 国別開発協力第三課 首席事務官）

はい。

●谷山（国際協力NGOセンター 理事長）

ぜひ事前に配っていただければというふうに思います。

それと、政府の認識としては、今の政権がリーガルなものだということは、これまでもいろいろなソースから聞いておりますので、わかりました。ただ、リーガルであるということとレジティメートが確立されているかということは別の話で、現実的に国内で紛争状態があり、かつ、和平合意のラウンドテーブルに着いた紛争の当事者だった者が武装蜂起をしているという状態、同時に、それらの武装勢力が一定の領域支配をしている。特に元副大統領派ですね。そういう国内の現状を考えた時に、現実をあまり楽観してはいけないと思っております。私はもう少し外務省として、この場でだけでなくもいいですけども、今の事態をどうすれば、本当にできる援助とやってはいけない援助、紛争を解決する方向に向かう援助を考えていく必要があると思っております。外交的にはそれとは全然違うトラックで、今、武装蜂起をしている諸民族の武装グループとどういう対話の場に着けるかということも含めて別のものがあると思っております。援助そのものについてはかなり厳密にやるべきこととやるべきでないことを方針として出さない限り、紛争は助長されるというふうに確信しております。その辺はぜひ留意していただければというふうに思います。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

では、市場首席、お願いします。

○市場（外務省 国別開発協力第三課 首席事務官）

現状につきましては、我々としても南スーダンの現状というのは、特に治安情勢については極めて厳しいというふうに認識をしております。今後につきましても楽観できないという状況でありますので、引き続き緊張感を持って注視をしていく必要があると思っております。

そうした状況を踏まえて、現状についてもしっかりと考えて今後の方針というものを打ち出していく必要があるというふうに思っております。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

お答えありがとうございました。

この報告議題に関して、他にNGOから何か御意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、垣内さん、手短かにお願いいたします。

●垣内（言論・表現の自由を守る会 事務局長）

言論・表現の自由を守る会の垣内です。

先ほど豊田さんにもお伺いしましたが、市場さんは、日本政府に対して各人権条約機関から出されている勧告を初め、個人通報制度について御存じでしょうか。と申しますのは、やはり憲法98条第2項で日本が批准している条約を遵守するとあるわけです。私が住んでいる習志野市は、ラムサール条約に登録している谷津干潟というものもあります。ですが、部長も市長も皆さん、課長クラス以上の方も、もちろん市民の多くの方も、このラムサール条約と人権条約、自由権、社会権、子どもの権利とか、そういうことについて統合的に理解できる方がいないのです。

そういう中で、先ほど承知していないというふうにおっしゃったのですけれども、これはやはり憲法99条違反の大変な事態だと思うのです。この南スーダンの問題では、12年に国連本部で私たちが審査を受けました時に、南スーダンのNGOの方もいらして、大変なバトルがあったのです。その翌年からさらに大変な危機的な状況になっているということで注目して見てきたのですけれども、やはり日本政府がやるべきことは第二次世界大戦の侵略国である日本が、世界人権宣言のもとで普遍化した国際人権規約を遵守する、そういう施策をきちんとやるのが不可欠だということを外務省の幹部の方が全員きちんと勉強していただくことが不可欠だと思います。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

垣内さん、ありがとうございます。時間の限りがありますので。

●垣内（言論・表現の自由を守る会 事務局長）

ですから、御存じですかということ伺った上で、御決意と申しますか、やはりこの個人通報制度はお金がかからないわけなのです。特に拷問等禁止条約については22条に組み込まれておまして。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

垣内さん、すみません。他の議題もまだありますので、コンパクトにお願いいたします。

●垣内（言論・表現の自由を守る会 事務局長）

閣議決定をするだけで、その日のうちに批准手続は終わってしまうので、ぜひやらないことをやってはいけないのです。だから、南スーダンに対して出されている勧告の中で、やはりそれを日本語に翻訳して職員に対してきちんと周知ということが不可欠でもありまして、この観点抜きにODAの援助というのはあり得ないと思いますので、そこら辺の御見解、御意見も伺いたいと思います。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

ありがとうございます。

それでは、時間の限りもありますのでコンパクトにお答えいただける範囲でお願いします。

○市場（外務省 国別開発協力第三課 首席事務官）

ありがとうございます。人権の重要性ということについて御指摘いただいたと思ってお

ります。

まさに人権は重要ですので、ODAを実施するに当たっても、そういった観点もきちんと踏まえてやっていきたいというふうに思っております。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

ありがとうございました。

それでは、また他の議題もごございますので、この南スーダンの情勢については、外務省のほうもいろいろリスクを認識しておられるということですので、今後もNGO側、外務省側で認識を共有していければと思います。

次の報告議題をお願いします。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

それでは、3つ目の報告事項に進めさせていただきます。「国際女性会議WAW!2016の開催について」ということで、外務省総合外交政策局女性参画推進室の北郷室長から報告をお願いします。

○北郷（外務省 総合外交政策局 女性参画推進室 室長）

総政局の女性参画推進室長の北郷と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、ODAそのものではなくて、政府のやっています女性関連の施策の一つであります「国際女性会議WAW!」について御報告と申しますか、これからですので準備状況と申しますか、こんなことを取り上げたいと思っておりますということを御報告させていただきたいと思っております。

「国際女性会議WAW!」でございますけれども、これまでに2回やっておりますので御存じの方もいらっしゃるかと思いますけれども、WAW!とはどんなものなのかということをもっと御説明したいと思っております。

安倍総理になられましてから、女性が輝く社会を実現しましょうということで日本政府を挙げて努力しているところでありますけれども、そのうちの取り組みの一つということで、世界各国、日本の各地区で女性分野で活躍される方々に出席していただき、国内外における女性活躍促進に関連するさまざまなテーマを取り上げて議論をしていただく。立場を超えて、これは国際女性会議という名前ではありますけれども、国際シンポジウムという性質のものだと思いますので、大臣とか首脳であったりする方、それから学生さんのような方まで一緒にテーブルを囲んでお話をさせていただき、そこでいろいろなアイデアを出していただく、そういうシンポジウムとして実施しております。その結果は、「WAW! To Do」として提言に取りまとめ多くの方が参照できる、そういうものにしていくということでございます。

今年のWAW!ですけれども、あと2週間ないぐらいまで迫ってまいりましたけれども、12月13日、14日にグランドプリンスホテル新高輪で実施する予定でございます。お手元に1枚チラシ的なものがございまして、今年の議題と主要な参加者について簡単に書いております。13日のほうは公開フォーラムということで、基調講演とかパネルディスカッ

ションとかを実施する予定でございます。基調講演はビジネスの方で、女性の、しかもインスタグラムのC00ですので、本当にIT分野の先端の中で女性のリーダーとして活躍されている方に講演いただきます。

その次にパネルディスカッションが2つ用意されているのですけれども、1つは「女性が担う平和な社会づくり」ということで、南スーダンからジェンダーを担当されている大臣と、NATOの女性・平和・安全保障の事務総長特別代表と、それから、カンボジアにおいて現場で紛争の被害で障害を負われた方とその方を支援されている方をお呼びして、その四方で平和構築において女性がどのように参加していけるかについてディスカッションしていただくということを考えてございます。

それから、もう一つは「スポーツと女性」ということで、今年はオリンピックイヤーでもありましたので、スポーツは、実は女性のエンパワーメントという意味では非常に役に立つというふうな認識がございまして、我々もそうだなと、これからスポーツについても支援のやり方を考えていきたいと思っているのですけれども、特に途上国においては女性がスポーツを続けることが割合難しかったりするというような話もございまして、やはり女の子がスポーツを続けていくことで、自立心とかフェアプレーの精神とかそういうものを身につけていって将来の自立につながるだろうというふうな話がございまして。そういうことも含めた形で、他方で、実際にWAW!でお話いただくのは華々しいオリンピック・パラリンピアンなので、実際にメダルをとられた方ですのでちょっと華やかなセッションができるかと思っておりますけれども、実は女性とスポーツというのは関係が深いのではないかと。そういう様子にも焦点を当てつつお話をできればと思っております。

それが初日でありまして、2日目のほうが丸一日かけて分科会形式でハイレベル・ラウンドテーブルを行いますので、そのテーマが5つございまして、むしろそれがプロの方には御関心があるのかと思っておりますけれども、今年の5つのテーマは、このチラシにも書いてございます「ハイレベル・ラウンドテーブル」の中の、1つは「サイエンス&テクノロジー」、これはリケジョの推進でございまして。今年、G7サミットでも理系女性の促進のためのイニシアチブというのを打ち出しましたけれども、そういうことも踏まえながら、いまだに理系の女性が少ない、日本だけではなくて他の国でも少ない中で、皆の意識が、女性はやはり理系に向かないのではないかと思っている、本人たちもそう思ってしまう、思わず文系に行ってしまうというようなことがあるのではないかと。もっと幼少の時から、男の子はブロックとかを積み上げているけれども、女の子はままごとをしているのではないかと、そういう意識レベルから実際に理系に進まれて研究をされている中でも、女性だと研究を続けるのがやや大変な環境があるとか、そういうようなこともあるかもしれないですし、そういうことについても議論をしていきたいと思っております。

2つ目が「女性のリーダーシップ」でして、これはまさにガラスの天井とかそういうお話。それから、政治参画の話をしたいと思っております、途上国のほうが政治参画が非常に進んでいる国もありますけれども、女性がリーダーになっていくと何が違うのか。実際に

何がそれを阻む原因になっているのか。それを乗り越えるためにどういう教育が必要なのかとか、そういう論点があるのかなと思っております。

次が「ワークライフ・マネジメント」で、先進国的な話題でもありますけれども、恐らく途上国でも女性の無給の労働とか、それは家事労働で、気がつくとな女性のお仕事になっているというのがあると思いますけれども、そういうことについてどうすべきなのか。女性の職場への進出というけれども、男性の家庭への進出が必要なのではないですかというような話があったり、もっとITを活用してワークライフのバランスをとっていくことが必要なのではないかとかいろいろ話が出ておりますけれども、そういう中でどういうことが今年の提言として出せるのかは実際にやってみないとわからないかなと思っております。

4つ目が「女性の健康」でして、これは基本的にはリプロダクティブ・ヘルス／ライツのお話になろうかと思えます。

途上国支援的な要素が結構強いかなと思っているセッションではありますが、実は日本の中でも望まない妊娠があったり、実際にリプロダクティブ・ヘルス／ライツに係るサービスはあるのだけれども、そこにちゃんとアクセスできていないのではないかという話もあって、完全に途上国の話というよりは両方含めてお話しできるかなと思っています。

5つ目が「女性・平和・安全保障」でして。

●垣内（言論・表現の自由を守る会 事務局長）

聞こえない。はっきりとお願いします。

○北郷（外務省 女性参画推進室長）

わかりました。

これは去年も取り上げたテーマではありますがけれども、基本的には行動計画1325という各国が女性・平和・安全保障のためにとるべき行動計画に書かれているようなことが土台になった議論になろうかと思えますけれども、各国が行動計画に沿って女性の平和・安全分野への参画を図っていくということと、それから、日本については防災についても非常に得意分野でもありますし、我が国の女性・平和・安全保障に関する行動計画には防災の観点も含まれておりますので、そういう点ではWAW!でも貢献できるのかなというふうに考えております。

それから、さらに「スペシャル・セッション」というのが2つございまして、これは半日のセッションなものですから、ちょっと「ハイレベル・ラウンドテーブル」とは違う形で予定しているのですが、1つはユーステーブルで若い人たちの参加を得るということと、それから「地方からのイノベーション」という名前で、女性の活躍、女性の社会進出というものも都会と地方については相当違う現状があるのかということに今回は着目しまして、日本についても、恐らく途上国においても都市部とルーラル・エリアというのは女性参画のあり方が違うのではないか。そこにどういう課題があるのか、意識的なもので非常に違いがあるのかどうか、についても議論ができればおもしろいかなというふうに思っております。

こんな感じの内容を今年は考えておりました、これが即日本の政策にびしっとつながるということではないかもしれませんが、我々は、今年こういうことに関心を持って議論をして提言していきたいと思っておりますので、議論をどこかでフォローしていただけるようでしたら大変幸いだと思ひますし、今、まだWAW!の傍聴希望を募っているところですので、御関心があれば、公式サイトはここに書いてございますので、見ていただければと思ひます。

また、その下にさらに「シャイン・ウィークス」ということが書いてありますけれども、WAW!のサイドイベントという形で女性関連のいろいろなセミナーでもいいですし、研修でもいいですし、イベントはどんなものでも基本的には受け付けているのですけれども、シャイン・ウィークスのイベントとして御登録されたいということがありましたら、我々のほうに申請の様式がございますので、それを出していただきますとWAW!のシャイン・ウィークスイベントということで公式サイドイベントとさせていただきますと思ひます。

最後は宣伝になってしまいましたけれども、情報の提供ということで、どうもありがとうございます。御報告でした。

●高橋 (NGO福岡ネットワーク 理事)

第3回となるWAW!ということで、御報告ありがとうございました。

本日、女性ジェンダーの問題にかかわっておられるNGOの方もいらっしゃるんですが、何か御質問、御意見はいかがでしょうか。なるべくいろいろな団体の方に御発言いただければと思ひますが、よろしいですか。

では、御所属とお名前を言ってください。お願いします。

●神谷 (ジョイセフ アドボカシー)

ジョイセフの神谷と申します。よろしくお願いします。

質問ですが、2日目のハイレベル・ラウンドテーブルに登壇される方は、今はまだ公表されていないと思うのですが、今後開催前までに発表される御予定等はあるかどうかを教えてくださいたいです。よろしくお願いします。

●高橋 (NGO福岡ネットワーク 理事)

それでは、よろしくお願いします。

○北郷 (外務省 女性参画推進室長)

先ほどのハイレベル・ラウンドテーブルの参加者ですけれども、公表する予定ではございません。ホームページに名前を掲載という形になるかどうか、まだ決めておりませんが、もう近々、ほぼ固まりましたので公表させていただきたいと思っております。

●高橋 (NGO福岡ネットワーク 理事)

ありがとうございました。

まだ御発言の希望はあるかと思うのですが、他の議題もまだありますし、いろいろな方の御発言の機会を確保したいと思ひますので、次の報告議題のほうに進ませていただきたいと思います。

報告議題の4番「プロサバナ事業に関する意見交換会および活動報告」について、お手元の議事次第ではアフリカ日本協議会の斉藤さんから提案ということになっておりますけれども、連名で出されている日本国際ボランティアセンターの渡辺さんから、詳細な資料がございますので、資料の説明も含めてお願いいたします。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当）

日本国際ボランティアセンターの渡辺です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、「プロサバナ事業に関する意見交換会および活動報告」ということでさせていただきます。

本件の背景は、お配りしている資料に書いてあるとおりです。2012年12月のODA政策協議会で、モザンビーク北部を対象とした日本のODAによるプロサバナ事業について協議され、その結果、当該事業に関するNGO/JICAと外務省の間の意見交換会の場が別途持たれることになりました。これ以来、2016年10月現在まで18回の意見交換会が開催されていて、毎年ODA政策協議会で1年間の報告をさせていただきます。

その流れで去年は12月に報告をさせていただきました。その際はプロサバナ事業に関するマスタープラン・ドラフトゼロというものがあるのですが、それに関する現地で行われた公聴会の問題と、プロサバナ事業を取り巻く人権ガバナンス状況の悪化ということを中心に報告させていただきました。これは12月にさせていただいたのですが、この時点では、現地の公聴会の問題があるということで、現地の国内外、要は日本も含む国際のNGO、また研究機関、協会等も含む100を超える団体から公聴会が認められるものではない、きちんと市民社会や、当事者である小農たちの声を聞くものがないということで直後に抗議声明が出され、これを受けて、モザンビーク政府及び日本、ブラジル政府は、もう一回公聴会をやり直しますよ、それに当たっては、現地の当事者である小農であったり、あるいは市民社会組織に開催の方法からちゃんと相談してやりますよということを、当時この報告をさせていただいた時には約束をされていたのですが、ふたをあけてみると、前からちょっと違う動きがあったということで、去年にも触れることなのですが、ここで報告をさせていただきます。

1つには、そういう約束をしていたのですが、実際に何が起きたかと申しますと、JICAが、ここに書いてあるMAJOLと言われる現地コンサルタントを雇って、現地の市民社会組織だったり、現地の小農組織、UNACと言われるところがあるので、そこをピンポイントで一人ずつ突然訪問して意見を聞くということをやりました。そこで何が行われたかという、この団体というのはプロサバナに対して聞く耳を持っている、あるいはかなりの左寄りだというような、そういったいろいろな基準を設けて現地の市民社会の色分けをしました。要は、例えばここに日本のNGOがいますけれども、Save the Childrenさんだったり、リザルツさんだったり、JANICさんだったりというのは、例えばまだ政府と話すことができるけれども、JVCというのはかなり左寄りで聞く耳を持っていないので、その結果、聞く耳を持っているところだけを呼んで公聴会の準備をする対話メカニズ

ムを作りましょうという、そういう介入というのがJICA及び現地コンサルタントによって行われたことが明らかになっています。これは、我々が行ってきた開示請求の資料等によって明らかになっています。

その後、こうした事態に対して、このプロセスが到底認められるものではないということで、我々及び現地の小農組織、市民社会から、ノーの声を上げる市民社会というのが排除されたことに対して抗議声明を出しました。

そうしたところ、やはり政府側の関係者内部にもそのことを懸念する人がいたのだと思われまます。というのは、2016年4月から5月にかけて46点の政府文書がリークされましたが、このリークされた文書の内容というのが、ほとんど政府による市民社会の分断及び介入に関するものだったのです。

例えばここに書いてありますが、「プロサバンナ・コミュニケーション戦略書」、これは開示請求によって入手しましたが、この戦略書の存在というのがリーク文書の中でわかり、そこから開示請求を求めて、開示された資料によってわかったことは、添付資料1の4ページ目に書かれています。

例えば4ページ目の「対訳」とあるところの3番目などを見ていただくと、「(プロサバンナが) コミュニティとの直接的なコンタクトを行うことによって、コミュニティあるいは農民を代表するこれらの組織の価値」、「これらの組織」というのはノーの声を上げている組織等のことですが、「価値／信用を低めることができる」。

そのまた下を見ていただくと、「モザンビーク市民社会諸組織の重要性を奪うことによって、モザンビークで活動する外国NGOの力を削ぐことができる」。これらについては前回の意見交換会でJICAに説明を求めたのですけれども、この上にあるポルトガル語で「Retirando」とか「retira-se」というのがありますが、これは直訳してremoveとかtake awayという意味なのです。力をそぐ、奪うということで読み取れますが、説明としては「翻訳のあや」だということで御説明をいただいています。

また、裏側を見てみると、5ページ目の冒頭には、「モザンビークで果たされている外国の諸組織の役割」、これは我々のことですが、これを「問題化する、あるいは批判する（この批判については、モザンビーク当局の側によって推進される）」ということが、意見交換会が始まった当初、2013年1月にJICAのお金を使って雇われた現地のコンサルタントにより、こういった戦略が立てられていることが今年に入って明らかになっています。このために三カ国の市民社会は、この事業の即時中止を求めるに至りました。

先ほど申し上げましたとおり、去年から起きている現地の市民社会の色分けをして、ある程度賛成をするところの声だけを聞きましょうねということをやった結果、「市民社会対話メカニズム」というのが現地で作られています。要は、それなりに声が聞けるところとやっているわけなのですけれども、そこが「市民社会の」括弧つきの「オーナーシップ」によってこの事業を進めていきますよということで、現在、公聴会開催の準備が進められていると言われている次第です。ですが、この10月に入って、市民社会対話メカニズムの

代表、コーディネーターを務める、ここに書いてあるSolidariedade Mocambiqueという現地のNGO、これはコンサルタント企業ではありません、いわゆる市民社会組織とされているところですが、そこがこのプロサバンナ事業を推進するための活動に約2,200万円を6か月間でJICAより受け取る契約をしたことが明らかになっています。

これは彼らが出した声明によって明らかになり、また議員を通じてこの金額が明らかになりました。要は、市民社会対話メカニズムを通じてプロサバンナ事業を推進すればするほどSolidariedade Mocambiqueがもうかる利益相反の関係になっているというふうに言うことができるかと思います。

こういった状況に対して、いまだ現地の側ではノーの声を上げ続けている人たちがいます。それは当事者である現地の小農組織に所属する農民たちであり、あるいは、このプロセスというのはモザンビークの市民として到底認められないということを言っている人たちです。その人たちに今何が起きているかという、反対の声を上げた時に、例えば農民の女性代表が政府機関の関係者に呼ばれて隔離されて、農村の女性が4時間隔離されて、反対の声を翻すようにと4時間ぐらい詰問に遭うといった人権侵害が起きています。また、それまではこういったいろいろなNGOがいて、市民社会があって、意見の違いはあれど、それまで協力をしながら情報交換しながらこの問題に取り組んできていたわけですが、この介入と分断の結果、結局、ノーの声を上げる方たちが全く情報を得られない状態になっているのが現状です。

これについては、我々の側から、先ほどから何回も話題に出ている国際人権規約であったり、あとはJICAガイドライン、JICAの環境社会配慮ガイドラインに違反しているということで、このプロセスというのが到底認められるものではないということでお伝えしてきているかと思います。

例えば国際人権規約には第19条に干渉されることなく意見を持つ権利を有する。表現の自由についての権利を有する。また、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含むといったことが書かれています。JICAの環境社会配慮ガイドラインにもそういったことが書かれていて、明らかにこの事業下での人権侵害が起きているということをお伝えしておきたいと思います。

そういう中で、今日は報告ということで質問等は出していないので特に御用意はいただいていないと思うのですが、ちょっと提起しておきたいことが何点かあるので、最後にそれをお伝えして終えたいと思います。

1つは、利益相反という点です。また、内部から政府文書がリークされるにまでの状況に至ったという現状を監督省庁として外務省がどう御認識されているのかということ、ここでお話いただければと思います。

もう一点、先ほど南スーダンのところの話にもありましたが、要は、これらはJICAがやっていることではありますが、外務省は監督省庁であり、ずっとODA事業の見える化とPDCAサイクルの徹底ということを言われてきています。そういう中で、確かに現地のオーナー

シップというのは大事なのですけれども、これだけの人権侵害、人権状況が悪化している中でどのようにガバナンスに取り組んでいくのか、その方針というのを明らかにしていただきたいということで、ここで問題提起をさせていただきます。

最後に、こういったプロサバナ事業における市民社会に対する問題行動、介入といったものは現地だけで起きているものではなくて、我々に対しても起きているということは、このODA政策協議会でも述べてまいりました。それは、我々の写真を外務省の守衛が持っていたということで、なぜそういうことが起きたのかということ明らかにしてほしいということを1年前に既にお願ひしていたのですけれども、この10月になってようやく文書ではなくて口頭で意見交換会の中で回答がありました。それは外務省が関知するところではなくて、守衛が勝手にやったことだというふうにおっしゃっていましたが、我々としては、その日の意見交換会に参加する人ではないメンバーの写真も載っていたことから、その答えは満足のいくものではなかったということを最後にお伝えしておきたいと思います。

以上です。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

ありがとうございました。

報告事項ということではありますけれども、大きく3プラス1点あったかと思います。1つは、こういったプロサバナ事業に係る利益相反の問題を外務省はどう考えていらっしゃるか。2つ目は、内部からリークが出たことをどう考えているか。3つ目は、先ほどのスーダンのことにもかかわりますが、ガバナンスの問題をどう考えておられるか。4つ目は、実はODA政策協議会でも繰り返し確認を求めてきた事項ですのでこだわりたいところですが、NGO関係者の写真照合が行われており、それについての回答が口頭であったということですが、それについてもう一回確認をしたいということかと思ひます。

それでは、市場首席、よろしくお願ひします。

○市場（外務省 国別開発協力第三課 首席事務官）

ありがとうございます。国別三課首席事務官の市場でございます。今いただきました御報告を踏まえまして、こちらの考えを述べさせていただきますと思ひます。

まず、プロサバナ事業に対してですけれども、これまでも我々としては、現地、日本においてもオープンな形で進めてきていると考えております。真摯に、さまざまな意見をいただいておりますけれども、その声に耳を傾けて、よりよい形で支援できるように努めてきております。

モザンビーク政府としても、反対をされている方も含めて、さまざまな関係者の意見を聞いてオープンな議論を進めたい、また、反対されている方も対話のプロセスに参加してほしい、そういう考えであるというふうにモザンビーク政府からも聞いております。

幾つか御報告いただいた点の中で我々の考えと認識が異なる点がございますので、それについて簡単に述べさせていただきますと思ひます。

まず、対話の中で介入、排除、分断があったという御指摘なのですけれども、御報告の

中であったMAJOL社ですけれども、これにつきましては、JICAのほうで公正な手続を経て選定したコンサルタント企業であります。一部の農民の方々や市民社会の方々を排除したとか、分断をした、そういった御指摘は当たらないと考えております。

公聴会につきましても、誰もが自由に参加して意見を表明できる機会を設け、幅広く御意見をいただく、そのために開催しているものでございます。実際に市民社会の方々からは、この事業に対する理解、御支持をいただくとともに、逆にいろいろな御指摘もこのプロセスの中でいただいております。こうした形で今後もさまざまな意見を拝聴して、それに配慮しながら進めていきたいというふうに考えています。

コミュニケーション戦略文書について御指摘がありました。これにつきましては、コンサルタントが作成をした報告書でありまして、それをコンサルタントからの提案としてJICAが受け取ったものです。これはあくまで参考資料として位置づけられているものでございまして、実際の事業を実施するに当たっては、こうした提案内容の中から取捨選択をして、その提案内容を採択する場合もあるし、実施されない活動もあるということです。

先ほどから御指摘のあります介入、分断といった話につきましては、現在やっている事業には含まれておりません。

Solidariedadeとの契約の話でございますけれども、これにつきましては、今年の2月にプロサバナ対象の3州の市民社会プラットフォームが主体で対話のメカニズムである市民社会調整メカニズムが設立されまして、マスタープランの策定に向けた準備を進めてきたわけです。今年の7月に市民社会調整メカニズムとモザンビーク政府との間でマスタープランの作成に向けてコンサルタントが必要であるということが確認されて、JICAが公示によってコンサルタントの調達を行いました。複数の者からプロポーザルが提出されまして、それを公正に評価した結果、Solidariedadeが選定されたということでございます。

最後に写真照合の件について御批判があったかと思っておりますけれども、何度かいろいろな場で経緯について御説明をさせていただいていると思っておりますけれども、まず、今回こうした意見交換を担当している課からは、当省の警備当局に対して、皆さんの写真を提出したり、写真を活用することを要請したことはございません。経緯につきましては、これまでに御説明しているとおおり、関係の皆様の入省・入構をスムーズに行うために現場の警備員の方々がネット上に公開されている写真を入手して活用したということです。

今回の御指摘を受けましたので、今後は公開されている写真ではありますけれども、特段事情がなければ、入構に際してこうした写真を活用しないという考えでございます。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

どうもありがとうございました。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

それでは、渡辺さん、あるいは斉藤さんのほうからも何かあればお願いします。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当）

ありがとうございます。いつものとおり、一連のプロセスは、介入・分断ではなかった

というご回答で、特にコミュニケーション戦略書については参考資料だったということなので、これを受けて2点あります。1点がお願いで1点が質問です。

1点お願いとしては、では、取捨選択して、この戦略書を参考にしてやった事業、やらない事業があったということで、これは税金が使われているので業務報告書なり、その後の資金の使途ですね、そういったこれに関する、コミュニケーション戦略書に基づいて行った事業、あるいは実施されたことの情報を全部開示していただきたいということが1点あります。

もう一つが、そうはいつでも、先ほどお伝えしたような市民社会の力をそぐといったような戦略書を立てるようなコンサルタントにお金を払っていたわけですね。そのことを今、外務省は監督省庁としてどうお考えになるのかということをお答えいただければと思います。

もう1点、去年から起きている市民社会に対する働きかけというのが分断ではないということなのですが、JICAさんに書かれているTORがここにあるので読んでみると、プロサバンナに関する対話への意欲を示しているステークホルダーを見つけ、その団体を事前協議に招待することというふうに明らかに書かれているんですね。これも参考資料だったのかどうかという、そのあたりもお答えいただければと思います。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

斉藤さん、何か追加はございますか。今の渡辺さんの発言でよろしいですか。

●斉藤（アフリカ日本協議会 理事）

今日は報告をさせていただきました。来週7日に19回目の意見交換会を行いますので、関心をお持ちの方はぜひいらしてください。案内が見当たらないという時には、AJFの斉藤宛てに連絡をください。

1点だけ補足します。リークという問題が明らかにされました。これをどう見るかについては幾つかの考え方があると思いますが、今、モザンビークが非常に不安定化しているという状況を念頭において考える必要があると思います。今年の初めにUNHCRから報告がありましたけれども、隣のマラウイに1万人以上の人々が難民として流入している、そういう難民が発生する状況になっています。しかし、なぜそういうことになっているのかということが、モザンビーク政府に問い合わせてもなかなか出てこない、UNHCRが把握している限りの報告しか今のところは見当たらないのが現状です。

こういう状況というのは、今日の概算要求の説明にもあった安全を高めるという観点から見た時に注目しなければならないことです。こうした状況への危惧をもってリークがなされた、ということもあるのかなと感じます。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当）

最後、先ほどお答えいただけていないので、リークされたことをどう認識されているのかと、今のそういったコンサルタントにお金を払っていたことをどう考えているのかということもお答えいただければ。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

では、最後に、まずは市場首席からレスポンスをお願いします。

○市場（外務省 国別開発協力第三課 首席事務官）

ありがとうございます。

まず、情報の開示につきましては検討させていただきたいと思います。

2つ目、コンサルタントの提言の内容ですけれども、この提言につきましては、コンサルタントが作成するものであります。それに対して我々は取捨選択するというのが構図になっております。ですので、コンサルタントが提言する内容につきまして、我々がコントロールするものではないというふうに考えております。

その上で、リークということを御指摘いただいておりますけれども、これにつきましては、我々としてそれがリークであるのかどうかについて、今ここで承知しておりませんので、それ以上ではないというふうに考えております。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

ありがとうございました。

本日は、これに関しては報告事項ということなので、ここまでさせていただきたいと思います。

先ほど斉藤さんからお話がありましたように、引き続き意見交換会の場があるということですので、そちらのほうで議論を深めていただければと思います。

谷山さん、何か。では、手短にお願いします。

●谷山（国際協力NGOセンター 理事長）

JANICの谷山です。

山田局長と牛尾参事官にお願いがありますが、NGOと外務省の関係は本当に密になり、いい関係を作ってきた。そのために何十年も努力をしてきたと思っています。

ただ、このモザンビークのケースだけではなくて、カンボジアも含めて、今、市民社会のスペースというのがかなり縮小している。それが経済競争の悪化ということもあるかもしれないですけれども、土地問題とかそういうものにかかわる団体が締めつけられているというケースがあまりにも多いのです。地元の団体あるいは農民団体では殺されている人もすごく多いし、私たち国際NGOのネットワークとしては市民社会を支え合うという関係があるので、私たちとしても当事者になってくるわけです。これを考えると、モザンビークなどのケースは、モザンビーク政府が外国のNGOの力をそぐというようなことがこのコミュニティ戦略書に書いてあるわけです。これはとてもリスクが高まる。日本のNGO、JVCだけではないですよ、オックスファム・ジャパンとかAJFとか幾つもありますけれども、その人の安全リスクも含め、同時に現地の市民社会のリスクが高まっている。モザンビークだけではないですけれども、そういったものが今進んでいるという現状については、どこかでしっかりとお話をさせていただく場を持たないといけない。これは、これまで築いてきた関係に刺さったとげみたいなものなので、これをいろいろな側面から考えて抜いていか

なければいけないと思っています。ぜひ本当によろしくをお願いします。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

局長、お願いします。

○山田（外務省 国際協力局 局長）

どうもありがとうございます。今の御指摘、全くそのとおりだと思います。

まず、市民社会ときちんとした信頼関係がなければODA政策は成り立たないと考えておりますし、市民社会のスペースを拡大すべきであると考えます。

今、対話をするのが、特にモザンビークのプロサバンナの問題についてはなかなか難しい状況が生じているということは我々も重々承知しております。恐らくいろいろな誤解とか行き違いとかがたくさんあったと思います。ただ、先ほどから申し上げておりますように、我々としてはしっかりとした信頼関係をとれなければ、このプロジェクトそのものの評価は分かれているので、押しつけることは言いませんけれども、私どもは現地は裨益していると思っているわけです。やはりそこについては丁寧なしっかりとした対応、信頼関係の確立が必要だと考えております。

それから、コンサルタントのペーパーについては先ほど申し上げたとおりなのですが、もちろんそれについては、我々の考え方は公式のものではないですが、ただ1つだけはっきり申し上げたいことは、あそこに書いてあることと我々の考え方は全く違う。それを取り上げるかどうかは別ですが、手続がどうであったかについての法的な評価とは別ですが、私どもはああいう考え方はとっていないということだけは申し上げたいと思います。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

山田局長、大変心強いお答えをどうもありがとうございました。

この協議会の中では、先ほどの写真照合の問題も何度も確認をとってまいりましたけれども、先ほど市場さんのほうからも、今回は守衛室のほうで独断でやられたことであって、外務省としては今後こういうことは繰り返さないという発言の御確認がありましたので、ぜひそのところはNGO側に要らぬ不安感を抱かせないように御配慮いただければと思っております。よろしく願いいたします。

これについてはまだいろいろ発言したい方がいらっしゃるかと思いますが、まだ次の議題もございますので、大変申しわけないのですが、報告議題としてはここまでにさせていただきたいと思っております。御協力ありがとうございます。

それでは、今までは報告事項でございましたけれども、次は協議事項ということで、「SDGs実施指針について」、大野さんのほうから提案の趣旨の説明をお願いいたします。

●大野（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー担当）

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの大野です。

今日この場は、SDGsの市民社会ネットワークの代表というわけではなくて代理という形で議題を提案させていただきました。

まず、議題に入る前に、今回このSDGs実施指針の策定に関しましては、外務省の皆様には市民社会の御意見をとり入れてくださる機会をたくさん設けていただき、真摯に対応していただいたと本当に感謝しております。ありがとうございます。また、この場を借りて市民社会の皆様にも実施指針の策定に関しましていろいろネットワークとして御協力いただいたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

今、実施指針の策定が最終段階に入っていると承知しておりますが、今の段階のたたき台の中で特に主要原則として5つ挙げていただいている点等は非常にすばらしく、本当に感謝しております。

基本は、特にSDGs市民社会ネットワークとしては外務省に非常に期待しているというか、政府にぜひSDGsの実施に関しては国際的にもリーダーシップを発揮していただきたいという期待があります。今回、来年7月のハイレベル政治フォーラムのほうにも自発的レビューに手を挙げていただいて本当にありがとうございました。既に国際的にもジャパンが手を挙げているということはセーブ・ザ・チルドレンの中でもいろいろ出回っていて、「どうなのだ、どうなのだ」みたいな注目が既に集まり始めているということをごお伝えさせていただければと思っております。

議題のほうなのですけれども、質問状、議題案に関しましては、既に事前にお送りさせていただいておりますのでごらんいただいているかと思えます。なので、かいつまんで簡単に御説明申し上げたいと思えます。

最初の議題に係る問題点は読んでいただいているということで飛ばしまして、まず、事前質問ということで基本的な点なのですが、12月末までには指針が最終的に決定されるというふうにお伺いしておりましたが、もう気づけば12月に入ってしまって、私もすごく焦っているのですが、大体12月のいつごろになるか、もしおわかりでしたらぜひ御教示いただければというのが1点目です。

もう1点目は、それも基本的な部分なのですけれども、結局今回策定される指針と具体的な施策の付表の見直しなのですけれども、付表のみならず指針本文のほうも全て見直されるという理解でいいか。それとも、付表の具体的施策のみを2030年まで繰り返しやっていくということになるのか、その辺だけ事実の確認なのですけれども教えていただければと思えます。

5番なのですけれども、議題に係る論点に進めさせていただきます。

全体的な実施指針に関しましては、円卓会議でもいろいろ御意見を出させていただいているところではあると思うのですけれども、基本的に円卓会議の時に相星審議官もおっしゃっていたとおり、今は政策を積み上げ方式でしっかりやっていってモニタリングをしていく。そういうふうにしっかりやっていくのだということを、もちろんそれはすごく必要で重要なことだと思いますし、市民社会としてもそこをフォローアップさせていただければと思っております。同時に希望といたしましては、2030年という高い目標からバックキャストで政策を総動員してやっていくのだと。例えば働き方改革であるとか、一億総

活躍であるとか、そういった日本政府としてやっていくのだという強い政治的な意思のもとやっていくようなレベルのものだと、SDGsはそうあってほしいというふうに願っています。

ですので、現段階でというよりは、むしろそういった政策的な総動員ができるような余地を何かしらの形で本文の中に残していただきたいということで、こちらの案のほうに、いわゆる文案ですね、ぜひ政策を総動員して省庁横断的な取り組みを行うということの可能性を示唆する文言を残していただきたいということが1点目です。

2点目は、若干かぶるのですけれども、本文の中にSDGsを主流化していくのだということを書いていただいたことは非常に感謝しております。一方で、例えば適切な財源確保というのは必ず必要なことだと思うのですけれども、実際に本当に財源が確保されるということが担保されていくために、そこには政治的な意思、小田原政務官、ぜひここを聞いていただきたいかったですけれども、退席なさったので、後ほどぜひお伝えください。政治的意思を持ってSDGsを外務省がやっていくのだということ、外務省のみならず、推進本部のほうでやっていくということ、これをぜひ期待しているというところで、それと同時にSDGsの主流化が実際に本当にSDGsの達成のための要素を最大限反映されているのかどうか、関係制度改革の検討がなされているかどうか、適切に財源確保がなされているかどうかということ、後ほどフォローアップレビューにおいてチェックできるような文言というのが一文あればいいなというふうに考えております。それが（イ）です。

（ウ）ですけれども、具体的施策ですが、正直申し上げて、市民社会が思っていたよりも実施指針策定がすごく早いスピードで進んでいて、具体的な付表や指標もこれだけ早く出てくるとは思っていなかったところが正直なところで、恐らくスピードの速さと並行した課題かと思うのですけれども、今の施策は申しわけないのですけれども、どうしても既にある施策の積み上げだけになってしまっているところがあって、それは市民社会のみならず、円卓会議に出ていた他の企業セクターの方や国際機関の方も懸念を表されていたと思うのですが、現在の付表が基本的にはスタートである。今後、いつまでに具体的に付表を見直すのだというような期限つき、ここに有効期間と書かせていただきましたけれども、有効期間と見直し時期の明記というものがあれば望ましいのではないかとということが（ウ）です。

あとは、次のページの図のほうに行かせていただきたいのですが、同じような問題意識で今の施策がグループ1から8までの縦割りになっているところを、何とか包摂性とかジェンダー平等、人権の観点から横串に刺すようなマトリックス的なチェックができないか。それは具体的施策のみならず、ODAの各案件形成においてもそういった仕組みがあるのが望ましいのではないかと考えています。

その中の指標のグループ8なのですけれども、ここがODAに非常にかかわる部分だと思うのですけれども、市民社会としては、SDGsの根本的なテーマである誰一人取り残さないということを目指すような、貧困や格差解消のための援助をぜひ実施していただきたいとい

うことがあります。

そのために、いわゆる社会的弱者層と言われる層に優先的に手を伸ばすのだということを、今のSDGsの実施指針なり付表なりでどうやって担保していくのかというのが、正直申し上げてなかなか見えないところがあります。JICAさんのほうでも、さまざまSDGsに資する援助というのを今後力を入れてやっていかれると思うのですけれども、そういったいわゆる社会的に本当に取り残されたような人たちを最優先にするというところがどうやって担保されるのかというところが見えにくいのが残念かなと。今後どのようにそういった援助に、言ってみれば変革していかれるのかというところをお聞きできればというふうに考えております。

その他、長くなるので割愛しますが、あと、5の④のところですか。先ほどの質問にも絡むのですけれども、SDGsに資するための資金の確保という観点においては、今の施策では足りなさ過ぎるのではないかと。今はスタート地点ですので、今後新たな施策を考えていかれることかと思っておりますけれども、例えばグローバルタックスも含め、何らかの形でODA以外の施策で開発資金を獲得していく。特にアディスアベバの時に、アディスアベバタックスイニシアチブという途上国の税制支援に関して、ODA支援を2020年までに2倍にするという先進国の取り決めがあったわけですが、G7の中でたしか日本だけが参加していなかったと思うのですが、そういったところの取り組みを重点的にしていくとか、そういうことも可能性としてあるのかなというふうに考えています。

あとは指標なのですが、指標も多分時間の関係上もあるのかと思うのですが、例えば海外事業の案件数とか国際会議への参加者数とか、いわゆる結果に対する指標ではなくて、プロセスだったり、いわゆるインプットの指標であって、アウトカム指標になっていない。これは、グローバル指標はまだ決まっていなくて現段階では非常に難しいかと思うのですが、今後はぜひアウトカム指標を増やしていただきたいなど。できる限りグローバル指標に照らした形のアウトカム指標にしていただければいいなというふうには考えております。

時間がないので、6番は読んで答えていただければと思います。

以上です。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

大野様、どうもありがとうございました。

それでは、外務省側から地球規模課題総括課の西岡課長よりお願いいたします。

○西岡（外務省 国際協力局 地球規模課題総括課 課長）

ありがとうございます。外務省地球規模課題総括課長の西岡です。

まず、SDGsの達成に向けた日本における取り組みにおきましては、NGOの方々におかれては非常に建設的な形で多大な御協力をいただいております、まずは感謝を申し上げます。

5月に政府のSDGs推進本部の設置が行われましたが、これ自体もある意味NGOの方々との協力の成果であると思っておりますし、その後の実施指針の策定に向けた議論においても、

NGOの方々からは大きな推進力を与えていただいていると感じているところです。

特に皆様御承知のとおり、SDGsは国際協力にとどまるものではありません。SDGsの推進本部で扱っている課題は国内の実施も含むものですし、特に経済、社会、環境、全ての面における実施もスコープに含むというものであるだけに、関係しているNGOも国際協力関係のNGOに限られません。国内の社会問題、環境問題などに取り組んでいらっしゃる方々もこのSDGsの達成に向けて努力されているということです。

ですので、そのようなさまざまな分野で活動されている幅広いNGOの方々を総括する形で市民社会ネットワークが形成されていることによって、政府との協力関係が非常にうまく機能しているのではないかと感じているところです。

実際にこれまで開催してきた円卓会議、あるいは実施の指針に関するパブリックコメント手続において提出された意見を見ましても、市民社会という大きなセクターの総意としてのまとまった御意見が寄せられているということ。これは政府側から見ても非常に頼りになるパートナーであり、カウンターパートとしての市民社会があるという意味で非常にありがたいものだと思いますし、2030アジェンダの理念からしても、こうあるべきという理想的な姿に近いものができているのではないかと感じているところです。これは日本全体としてSDGsに取り組んでいく上で貴重なアセットであると私は感じているところです。

次に、幾つか個別に言及のありました点についてお答えします。

実施の指針の策定は、もう大詰めの段階を迎えているわけですが、12月のいつかということはまだ決定しておりません。中旬以降になろうということ想定していますが、まだ今の段階では申し上げられません。

それから、フォローアップの時期についての御質問がありました。実施指針の本文については、付表と比較しますとより長期的な視点で書いてあります。その多くは15年間一貫して取り組むべき方針として定められているものが多いということは、ごらんとおりだろうと思います。主要原則であったり、ビジョンであったりというものは長期的な視点で書かれているので、定期的に見直しを行うことを前提に作っているわけではないわけです。

ですが、この実施指針も2019年、4年後をめどにレビューを行うという方針でやっていますので、まずは付表に記載された個別の施策の取り組み状況の確認については、2019年までをめどに行うということにしていますが、本文についても必要な部分について見直しをすることを排除しているものではありません。見直しが必要だと思われるものについては見直しも当然検討していくことになろうと思います。

SDGsの実施に際して政治的な意思を持って政策の総動員を図っていくべしという御指摘、まことにそのとおりだろうと思います。省庁横断的な仕組みとしての推進本部を作ったのは、まさにそれが目的であろうと思います。

例えば実施指針の案にもごらんいただいているとおりですが、こういう記述があります。府省庁ごとの事項、あるいは府省庁横断的な分野別の事項におきましてもSDGsの推進円卓会議と連携しながら関係するステークホルダーとの意見交換や連携のための場の設置など

を検討していくと書いてあります。これは一例ですが、このように省庁横断的に政策を総動員していくという決意を持って、この実施指針の策定に取り組んでいるということです。

SDGsの主流化について、実施指針の案に示されているフォローアップあるいはレビューの部分というのは、これまでも市民社会、さまざまなステークホルダーの皆様とも議論を重ねてきてここまで作り上げてきたものだと思っております。

今の案に示されているのは、個別の優先課題、そのもとに位置づけられている施策を対象にしてフォローアップ・レビューが書かれているわけです。ですので、実施指針の中にSDGsの主流化というような特定のテーマについてのフォローアップやレビューは明示的に記述していないわけですが、御指摘のとおり、これは大変重要な点だと思いますので、フォローアップ・レビューの段階においては、SDGsの主流化がどの程度進展したのかについて評価することは必要であると考えていますので、この点においても市民社会、その他のステークホルダーの皆様とも連携して議論を深めていきたいと考えています。

実施指針の有効期間という御質問ですが、これがスタートであるという御指摘はまことにそのとおりだろうと思います。2019年までをめどに見直すことを実施指針に明記しようと考えております。2019年は首脳級の国連での報告のサイクルに合わせたものということです。

それから、それぞれの優先課題あるいはODAに関してのマトリックスを作った形での進捗の確認をすべきではないかという御指摘ですが、これまでも市民社会の方々から御指摘されているとおり、この付表に掲げられている全ての施策が、国際協力のみならず、実施指針の中に定められている5つの実施原則それぞれに基づいて実施されているかどうか確認することが必要だという御意見は、まさに2030アジェンダの理念に沿った御指摘であると考えています。

具体的な施策をフォローアップする際に各施策の実施において、各施策がどの程度進捗しているかということを示すだけではなくて、それぞれの施策が実施の5つの主要原則に基づいて行われているのかどうか、どの程度主要原則は確保されたのかを確認する仕組みを設けることを本文中に盛り込むことを検討したいと思っております。

それから、御質問にありましたのは、いただいた文書の中で関係あるところは、質の高い成長とそれを通じた貧困撲滅というところだろうと思いますけれども、これはまさに開発協力大綱において重点課題と位置づけられています。ここで質の高い成長と書いていますのは、包摂的成長（インクルーシブ・グロース）であるということを意味しているわけです。包摂的成長、まさに構造的な不平等でありますとか、所得の格差の問題に焦点を当てていくことが本質であろうと思いますので、まさにこれは人間の安全保障に立脚した方針であると考えております。

それから、開発資金の問題です。国際連帯税の導入ですとか、タックスヘイブン対策は非常に重要だろうと思っております。

国際連帯税につきましては、外務省としても税制改正要望において国際連帯税を新設す

るという要望を財務省に毎年提出して、関係省庁、関連業界との意見交換、議論を進めているところですが、いまだ国内でもさまざまな意見があり、具体的な施策として明記できるような状況には至っていないわけです。当然、タックスヘイブン対策ももちろん重要ですが、その一方で連帯税についてもタックスヘイブン対策についても、SDGsそのものには言及されていないものです。SDGsに含まれていないものは、国際的に合意ができていないからそこに含まれていないわけですが、こういうものまで実施の指針のスコープに含めてしまいますと、実施の指針のスコープが広がり過ぎてしまい、SDGsの達成に向けた集中的な取り組みという意味では広過ぎるものになってしまうとの懸念も逆にあるかと思えます。SDGsの推進本部の活動としては、まずはSDGsに記述されているものの実施に専念することを方針としたいと考えているところです。

それから、指標に関しては、まさに御指摘のとおりだろうと思います。我々としても可能な限り、アウトカムに関する指標を取り入れたいと考えていますが、非常に困難なものもございます。グローバル指標ができていながらも、日本でそれが適用できないものも多くあるわけです。この実施指針の策定によって各省庁のSDGsに関連する具体的な施策を挙げ、それぞれについて指標を挙げることに意義があると思っていますので、まさにこれがスタートであると認識して、必要に応じてこれを発展させていきたいと考えているところです。

とりあえず私からは以上でございます。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

非常に丁寧な御説明、御回答をありがとうございます。

それでは、大野さんのほうから、またこれに対してあればお願いします。

●大野（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー担当）

丁寧に御説明いただいて本当にありがとうございます。

私のほうで紙に書いているのだけれども説明がなされなかった部分についても、もしよければ御回答いただければと思います。例えば4ページ目の（ア）から（カ）の部分です。今の具体的指標に関しては、N連事業はなぜSDGsの要件かというのが明記されているのですけれども、それ以外に関しては明記されていないけれどもどうかとか、そういう質問を幾つか出させていただいたのですけれども、実は（ア）から（エ）に関してはこちらのほうでの提案なので読んでいただければいいと思うのですけれども、（カ）については、基本的に今の付表のほうで国際機関の評価に関しては所管するところが外務省のみの記載となっているけれども、これに関しては財務省が所管するものもあるかと思えますので、そちらを評価対象としていただければいいのではないかという御提案に関してはいかがでしょうかという部分です。あと、最後の6の御質問なのですけれども、指針本文のほうにステークホルダーとしてNGO/NPOというのを加筆していただいて、本当にありがとうございます。その書きぶりなのですけれども、実は東京のみならず、いろいろな地域のNGO/NPO、市民組織の人とお話をした時に、NGO/NPOだけでは排除されてしまう。要するに、SDGsは自分事に

ならないとなかなかうまくいかないと思うのです。それが東京のみならず地域の人たちにとってもSDGsというのを自分事としていくために、NGO/NPOがステークホルダーだけになってしまうと、いや、うちは関係ないみたいな形にとられるという懸念が幾つか出されたこともありまして、ぜひ2030年までの実施本文の中で、NGO/NPOのみならず市民社会全体という表記の仕方が可能かどうか、ぜひ記載していただきたいということと、特に地縁型コミュニティ組織ですね、いわゆる各地の貧困や各地の地域の課題をやっている方というのは、別にNPO、NGOに分類されず地縁型コミュニティ組織という方もいらっしゃると思いますので、そういった市民社会からの声を踏まえて6番の御質問を出させていただいているので、ぜひこちらの修正をお願いしたいということです。

あと、最後の（ウ）ですけれども、特にODA政策とSDGsの関係に関して幾つかの市民団体のほうから、できればもうちょっと活発に議論するような場というものを設けることを、円卓会議という全てのステークホルダーが参加し、全ての省庁が参加する大きなものではなくて、もう少し小さな形でできないか。例えば環境省が環境省のステークホルダーミーティング、文科省がESGに関するステークホルダーミーティングをやっているような形でODAに関するステークホルダーミーティングというものを設けていただけないかという声の幾つかありまして、そちらのほうも御検討いただければというふうに考えております。

追加の質問ですみません。よろしくお願いたします。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

課長にお答えいただく前に、本日、各地域からも幾つかNGOの方が来ていらっしゃいますので、もしそちらのほうから何か参考事例あるいは提案等があればいただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、加藤さん、お願いたします。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

関西NGO協議会の加藤です。

関西地域の国際協力NGOにかかわらず、広くNGO、NPOの皆さんからもSDGsは今後どういふふうに進めていくのか。これは政府だけではなくて、自分たち自身もSDGsの推進主体であるという認識のもとに、どういふふうに進めていこうかということでのいろいろな動きが出ております。

例えば関西地域の中の京都でありましたら、今をさかのぼること1992年、93年だったと思いますけれども、リオの地球サミットの際のアジェンダ21のローカルアジェンダの推進組織が、今もまだ京都の場合は残っておりまして、そこがもう一度主体になる形で、それこそ市民社会だけではなくて、地縁組織あるいは経済セクター、自治体も含めて、もう一度SDGsを地域からどういふふうに取り組んでいこうかというような動きを始めているところではあります。

その中の声として、我々NGO、NPO、市民社会にしても、従来の国際協力、環境、地域づくりという分野別だけではなくて、それをある意味でこれまでの想像を超えた形での新し

いつながりとか、連携とか、動き、そういうものがここの中で必要とされてくるのではないかという考え方のもとに、この15年の中でそういう新しい動きが少しずついろいろな地域、いろいろな現場で出てきたものを日本全体のSDGsの推進、実施の中にいかにフィードバックしていくのか、そういうことは非常に重要なことというふうに考えております。

そういった意味で、どうしてもこういうテーマですと東京が中心になってしまうのですが、私ども地域の中でもそういった取り組み、私ども国際協力NGOも地域にありますので、そういった意味で地域の取り組みというものもぜひ共有させていただきたいし、新しい動きが出てくれば、ぜひいろいろな方々と共有させていただきたいというふうに思っております。

もう一つ、やはりそういった点で今回実施指針も作られ、今後モニタリングやレビューなんかも行われていくと思うのですが、こういったことに関しても、実は地域の中でも私たち市民社会だけではなくて、御一緒に取り組みたいと考えておられるような経済セクターの皆さんであるとか、あるいは自治体・行政の皆さんなんかも注目をしておりますので、ぜひ私たちだけということではなしに、いろいろなマルチセクターでそのあたりのことを風通しよくお話ができたり、お互いの成果を持ち寄れるような、そういった機会というのを折々に作っていければというふうに思っておりますので、またいろいろと御相談させていただきたいと思っております。

以上です。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

ありがとうございました。

それでは、西井さん、原さん、この順番でお願いします。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

名古屋NGOセンターの西井です。

名古屋といいますか、東海地域の状況を少し御紹介させていただこうと思っております。

今年5月に伊勢志摩サミットがありまして、東海地域のほうではSDGsというものが市民社会、NGO/NPOの中に言葉としては広まっていつている状況ではあるかなというふうに思っています。ただ、それは片仮名言語というレベルで、実際どういうふうにやっていくのかということに関してはまだまだこれからのところでは。

特に私たち、NGO/NPOに関しては情報を伝達していく、SDGsとしての理解を深めていく機会をこれから作っていくことも可能なのですが、大野さんのペーパーのほうにステークホルダーの記述があります。NPO・NGO/市民社会というところに「民間非営利組織や地縁型コミュニティ組織等を含む」というふうに書いてあります。特に地縁型コミュニティというのは、私たちの身近にある町内会等とか自治会等ですが、そういったところでは、まだまだSDGsという言葉に関しては遠いといいますか、雲の上の話ではないかと思っております。

SDGsをこれから15年かけて実施していき、そして目標を達成していくということにおい

ては、地縁組織、もっと身近な町の人たちがそれに参加しなければ目標達成というのは難しいのではないかとこのように思います。特に地縁組織という方たちは、地元の自治体とのつながりも深かったりしますので、地方自治体、町村レベルから県レベルまで、この実施指針の中には地方自治体の参加が重要であるということも書かれていまして、それを奨励していくということも書かれてありますので、これはぜひ県レベルから町レベルまでSDGsというものが浸透していくようなものを、この指針の中に書かれてありますので、これをいかに浸透させていくかということについてももう少し検討をしていただければいいかなというふうに思います。

NGO/NPOに関しては、これから私たちが取り組んでいくべき課題だというふうにとらえております。また皆さんとも情報交換をさせていただきながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

原さん、少しコンパクトにお願いいたします。

●原（ODA改革ネットワーク九州 世話人）

ありがとうございます。ODA改革ネットワーク九州の原といいます。お世話になります。

私は、例えば障害を持った方、特に精神とか知的とか発達の方の、ふだんそういう仕事をしていたり、高齢者の部分でかかわっているのですけれども、SDGsに関して言うと、例えば障害者の分野で言うと、今、雇用とか職業訓練で実際仕事をしているのです。バリアフリーで言うと国土交通省と書いてあるのですけれども、国土交通省だけではなくて、厚労省とかいろいろなところが実際はかかわると思った時に、では、当事者の方という声を、実際地域のほうから吸い上げて、モニタリングをする時とかチェックする時に、実際に当事者の方が入っていくことが一つ重要かと思っています。

例えば、前々回ですか、私の同じ会社の脳性麻痺の方がこちらにみえた時に、やはり東京まで来るのもすごく大変なのです。地下鉄に乗るのも30分ぐらいかかって、入り口を探して、出口を探してといった時に、例えば公聴会を開いていただくとかいう形で地方の声を拾い上げていただく、そういうことでよりよい丁寧な施策をしていただくと、SDGsが、特に九州は、多分SDGsというの知らない人が多いと思うので、そういう周知の部分も含めて丁寧にやっていただければと思っています。よろしくお願いたします。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

どうもありがとうございました。

では、今の4名の方の御発言に対して、西岡課長からよろしくお願いたします。

○西岡（外務省 地球規模課題総括課長）

お答えします。まず、ODA案件におけるSDGsの主流化ですが、いただいた紙にも書かれているとおりでろうと思います。NGO連携無償だけにとどまっていはいけないという御指摘は、まことにごもっともだろうと思います。外務省として最初に検討を始めたのがNGOの連携無償だったわけですが、その他のスキームについても、例えば有償資金協力、技術協力、

無償資金協力などにおきましても、実施や評価といった段階でSDGsの観点を取り入れていくことについては、具体的にどういう方法で行うことが現実的なのか、効果的なのかを今後検討していきたいと思っております。

国際機関の評価プロセスについては、これは外務省が所管する国際機関についてのみ、外務省が評価を行っているものであり、他の省庁が所管している国際機関について外務省が評価を行っているわけではないので、外務省分のみを記載しているわけです。外務省としては、外務省が行っている国際機関評価プロセスについて、その方法や結果を含めて、財務省その他の省庁とも共有していきながら、それらの省庁における検討の参考として提供していくことができるのではないかと考えているところです。

ステークホルダーとしてのNGOやNPOの記述については御指摘を踏まえて、修正を検討していきたいと考えています。特に御指摘いただいた民間の非営利組織あるいは地縁型のコミュニティ組織を含むようなことが明らかになるような文面に修正できないかということを検討していきたいと思っております。

SDGsの実施に当たりましては、NGOは重要なパートナーであり、ステークホルダーでありますので、ODAについても活発に議論する場を作ることについては賛成です。既にこの定期協議会あるいは円卓会議などさまざまな場が、こういうことも踏まえて新たに設けるとすれば、どういったことを議題にして、目的にしてやっていくのかも検討していきたいと思えますし、御提案があればいただきたいと思えます。

それから、マルチステークホルダー体制での取り組みは、まさに御指摘いただいたとおりですけれども、2030アジェンダの非常に基本的な理念ですので、実施指針の策定の段階におきましても、最初のたたき台の段階から一步一步進む全てのステップにおいて、マルチステークホルダーの方々と意見交換を行うプロセスを踏んでやってきたところですが、今後の実施の段階あるいはモニタリングやレビューの段階においても、そのようなプロセスを踏んでいきたいと考えているところです。

実施指針の本文の中にも地方との連携について記述がありますが、方針としては指針に盛り込んでおりますが、実践はまだこれからという段階であると思えますので、御指摘いただいた、SDGsを浸透させていくための自治体との連携なども含め、地方での活動の展開の実践はこれからです。皆様と御協力して進めていきたいと考えているところです。

それから、実施の指針における主要原則の中に包摂性、参画型ということを明記しています。障害者の方々も含め、全ての当事者の方々が施策の対象となるのみならず、施策の主体となることを参画型という主要原則で確保していきたいと考えています。

私からは以上です。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

西岡課長、どうもありがとうございました。

まだSDGsの問題はこれから実現に向けて協議が重ねられていくことと思えます。本日のODA政策協議会は2時間という時間の中でやっておりますので、なかなか議論を深いところ

まで詰めることはできないかもしれませんが、これをきっかけにこれからさまざまな場を活用してNGOと外務省で協力していただければと思っております。

それでは、まだまだ御発言されていない方はいらっしゃると思うのですが、最後に閉会挨拶を原さんのほうからお願いいたします。

●原（ODA改革ネットワーク九州 世話人）

ODA改革ネットワーク九州、原です。お世話になります。

長時間の議論、お疲れさまでした。私からは3点お話をさせていただきたいと思っているのですが、1点目が、実はこの会議の前に事前協議というNGOの打ち合わせをやるのですが、たびたび出るのは、外務省さんから出る事前質問の回答というのが前日だったり、当日だったりというのがあるというようなお話がありました。よりよい議論をしようと思った時に、事前に出せるものはなるべく早く出させていただきたいというところがありまして、今日、例えばDPIさんが来ていますけれども、視覚的に少し困難がある方だと、やはり前日、もしくは当日出たものをその場で見て議論に参加というのはなかなか難しいようなところがあると思いますので、実際、施策の部分でも心のバリアフリーというのが書いてありますけれども、車椅子の人も来れるとか、障害を持った方の配慮というのでも少ししていただきたい。のみならず、建設的な前向きな丁寧な議論をやるためには、事前にできるものは出させていただきたいというところがあります。

2つ目が、これも出たのですが、プロサバンナで言うと、今日も首席事務官が来ていると思うのですが、実際に担当課の課長さんだったり、プロサバンナに限らずいろいろな議題に関して担当課の方が来ていただくことが同じように丁寧な議論になると思いますので、その辺も少し御考慮いただければと思っております。

3点目に、先ほど写真の件もありましたけれども、政務官も言われたように、必要不可欠なパートナーとしてお互いが議論を進めていこうと思った時に、まず信頼関係を築いてというのは、今までも積み上げてきて、これからも進めていくことだと思いますので、ぜひその辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

いろいろ耳が痛いかなと思ひますけれども、お互ひ信頼関係を持って議論をしていくのは今後も続けていきたいと双方思ひていると思ひますし、今後も続けていきたいと思ひますので、ぜひよろしくお願ひします。

これで閉会の挨拶にかえさせていただきます。お疲れさまでした。（拍手）

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

原様、どうもありがとうございます。

では、以上をもちまして、本年度NGO・外務省「第2回ODA政策協議会」を終了いたしたいと思ひます。皆様、本日はどうもありがとうございます。